

# 北海道グリーン・ビズ認定制度 「先進的な取組」部門



「CO<sub>2</sub>削減」分野

## 応募申請の手引き

北海道環境生活部環境局環境政策課

## 目 次

### 1 申請手続き

- (1) 申請に必要な書類
- (2) 申請に係る書類の提出先・提出方法等

### 2 応募申請書に記載された情報の取扱いについて

- (1) 公開の対象とする情報
- (2) 公開の方法

### 3 応募申請書の作成要領

別表 日本標準産業分類（平成19年度改訂版）中分類

## 1 申請手続き

### (1) 申請に必要な書類

必要書類		一般事業者	指定輸送業者 ※注1	備考
1	【様式第1】北海道グリーン・ビズ認定制度「先進的な取組」部門「CO <sub>2</sub> 削減」分野 応募申請書	○	○	※注2
2	【様式第2】事業所におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量	○	○	※注3
3	【様式第3】輸送に係るエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量		○	※注3
4	【様式第4】グリーン電力の購入及び排出した二酸化炭素の回収・適正処理に伴う二酸化炭素排出量の削減量	○	○	※該当する場合のみ ※注4
5	【様式第5】事業者全体での差引後二酸化炭素排出量及び差引後二酸化炭素排出量原単位	○	○	※注3
6	【様式第6】エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の算定又はグリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量の算定に用いた係数等	○	○	
7	環境マネジメントシステム認証に係る証書の写し	○	○	
8	購入したグリーン電力に係る証書の写し	○	○	※該当する場合のみ
9	申請書記載内容に関する参考資料	○	○	
10	会社案内等のパンフレット	○	○	

(※注1) 「指定輸送業者」とは、貨物又は旅客を輸送する事業を営む事業者のうち、「輸送用車両等」を所有するものとします。様式第3は、指定輸送業者に限り提出が必要となります。

なお、「輸送用車両等」とは、貨物又は旅客の輸送の用に供する自動車であって、次のいずれかの項目に該当するものとします。

#### 【「輸送用車両等」の要件】

##### ① 自動車

- a 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車
- b 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車（二輪の自動車を除く。）であって、使用の本拠の位置を道内としている自動車
- c 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車であって、道路運送車両法（昭和26

年法律第185号) 第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車

② 鉄道

鉄道事業法(昭和61年法律第92号) 第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車輛であつて貨物又は旅客の輸送の用に供する車輛

③ 船舶

a 内航海運業法(昭和27年法律第151号) 第2条第2項の内航運送をする事業の用に供する船舶

b 海上運送法(昭和24年法律第187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業(一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の輸送をするものを除く。)に限る。)の用に供する船舶

④ 航空機

航空法(昭和27年法律第231号) 第2条第18項の航空運送事業の用に供する航空機(本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。)

(※注2) 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であつて、特例措置として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にあつては、第2表の1に代えて、第2表の2を使用すること。

(※注3) 様式第2、第3及び第5は、直近過去4年度<sup>※注5</sup>分の提出が必要となります。

(※注4) 様式第4は、直近過去4年度<sup>※注5</sup>間に、グリーン電力の購入又は排出した二酸化炭素の回収・適正処理に伴う二酸化炭素排出量の削減があつた場合に限り提出が必要です。

(※注5) 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であつて、特例措置として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にあつては、最長で直近過去6年度

(2) 申請に係る書類の提出先・提出方法等

ア 提出部数

1部

イ 提出・問い合わせ先

北海道グリーン・ビズ認定制度事務局(北海道環境生活部環境局環境政策課)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線24-222)

ウ 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

## 2 応募申請書に記載された情報の取扱いについて

### (1) 公開の対象とする情報

申請に係る情報のうち、公開の対象とするものは次の項目に該当するものに限ることとします。

ただし、申請者から、当該項目に係る情報が公にされることにより、当該申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある等の理由により、当該項目に係る情報について非公開の要望があり、道がこれを適当と認めるときは、この限りではありません。

ア 様式第1第1表における申請する事業者の基本情報に係る情報

イ 様式第1第2表の1又は同第2表の2における差引後二酸化炭素排出量及び差引後二酸化炭素排出量原単位の変化状況に係る情報

ウ 様式第1第4表における実施した二酸化炭素排出量の削減対策に係る情報

### (2) 公開の方法

北海道のホームページに掲載します。

【北海道グリーン・ビズ認定制度のホームページ】

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top\\_page/hgb\\_index.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm)

### 3 応募申請書の作成要領

#### 【注意！】

申請に当たっては、「北海道グリーン・ビズ認定制度『先進的な取組』部門二酸化炭素排出量原単位及び算定方法の考え方の手引き」（以下「考え方の手引き」という。）を必ず参照のうえ、応募申請書を作成してください。

#### (1) 全体の注意事項

- ア 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。
- イ 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入してください。

#### (2) 応募申請書の作成手順

##### 手順 1 様式第 1 第 1 表を作成する。

- ア 「経営している事業等」欄の「主な業種」欄には、日本標準産業分類の中分類の中から主たる業種を 1 つ選択し、その 2 桁の番号及び業種名を記入してください。  
なお、日本標準産業分類の分類表は、「別表 日本標準産業分類（平成 19 年度改訂版）中分類」又は総務省統計局ホームページを参照してください。  
【URL】 <http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19-3.htm>
- イ 連鎖化事業者にあつては、「経営している事業等」欄の「商標又は商号等」欄に、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記入してください。
- ウ 「経営している事業等」欄の「貨物又は旅客を輸送する事業を営んでいる場合の事業内容」欄には、貨物又は旅客を輸送する事業が主な事業であるか否かにかかわらず、選択項目に該当する事業を営んでいる場合にはチェックボックスに  印を付してください。

##### 手順 2 様式第 1 第 3 表を作成する。

- ア 二酸化炭素排出量原単位の算定に係る「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」について、二酸化炭素排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられる項目を、事業活動の特性を踏まえて検討し、設定してください（原単位の考え方については、「考え方の手引き」を参照してください。）。
- イ 設定した「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目、単位及び選定理由を記入してください。
- ウ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

##### 手順 3 様式第 2 を作成する。

- ア 様式第 2 は各年度<sup>※注 5</sup>ごとに作成してください。  
なお、二酸化炭素排出量原単位の算定に係る「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定する場合は、各年度ごとに、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を設定する事業ごとに、様式第 2 を作成してください。
- イ 「道内に設置しているすべての事業所」及び「社用車等」でのエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量を、エネルギーの種類ごとに記入してください。

ウ 「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入してください。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入してください。

エ 自家発電による電気使用量は記入しないでください。

オ 「販売した副生エネルギーの量」の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入してください。

カ 販売した電気の量は、「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入してください。

なお、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、省エネ法第2条で定義する燃料を起源としない方法により発電された電気は対象外です。

キ 事業所におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の合計は、次により算出してください（算定方法の考え方については、「考え方の手引き」を参照してください。）。<sup>※注6</sup>

(ア) エネルギーの種類ごとに、「エネルギーの使用量<sup>Ⓐ</sup>」に、「考え方の手引き」別表1に掲げるエネルギー種別の発熱量の数値を乗じて、熱量（GJ）に換算する。…<sup>ⓑ</sup>

(イ) 「販売した副生エネルギーの量<sup>ⓒ</sup>」に、「考え方の手引き」別表1に掲げるエネルギー種別の発熱量の数値を乗じて、熱量（GJ）に換算する。…<sup>ⓓ</sup>

(ウ) 事業所における正味エネルギー使用量 =  $\text{ⓑ} - \text{ⓓ}$  …<sup>ⓔ</sup><sup>※注7</sup>

(エ) 二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）を次により算出する。…<sup>Ⓕ</sup>

a 燃料

「事業所における正味エネルギー使用量<sup>ⓔ</sup>」に「考え方の手引き」別表1に掲げる燃料の排出係数の数値を乗じて得られる値に、12分の44を乗じる。

b 熱又は電気

「事業所における正味エネルギー使用量<sup>ⓔ</sup>」に「考え方の手引き」別表1に掲げる熱又は電気の排出係数の数値を乗じる。<sup>※注8</sup>

(オ) すべてのエネルギーの種類「二酸化炭素排出量<sup>Ⓕ</sup>」の欄の値を合計する。…<sup>ⓕ</sup>

(※注5) 年度：4月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。

(※注6) 上記キ(ア)～(エ)の方法によらず実測等により二酸化炭素排出量を算定するか、上記キ(ア)～(エ)の方法によりつつ発熱量又は排出係数は実測等により求めた数値を用いることもできます。

(※注7) 熱については、 $\text{ⓔ} = \text{Ⓐ} - \text{ⓒ}$ とする。

電気（自家発電は除く。）については、 $\text{ⓔ} = \text{Ⓐ}$ とする。

(※注8) 「自家発電」の「二酸化炭素排出量」の欄には、「販売した副生エネルギーの量」の欄の値に「考え方の手引き」別表1に掲げる電気の排出係数の数値を乗じて得られる値に、「-1」を乗じた値を記入してください。

#### **手順4** 様式第3を作成する。

**※指定輸送業者に限り作成・提出が必要です。**

ア 様式第3は各年度ごとに作成してください。

なお、二酸化炭素排出量原単位の算定に係る「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定する場合は、各年度ごとに、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を設定する事業ごとに、様式第3を作成してください。

イ 指定輸送業者は、すべての「輸送用車両等」でのエネルギー使用量を、エネルギーの種類ごとに記入してください（輸送用車両等の考え方については、「考え方の手引き」を参照してください。）。

ウ 輸送に係るエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の合計は、次により算出してください（算定方法の考え方については、「考え方の手引き」を参照してください。）。

※注9

(ア) エネルギーの種類ごとに、「エネルギーの使用量④」に、「考え方の手引き」別表1に掲げるエネルギー種別の発熱量の数値を乗じて、熱量（GJ）に換算する。…①

(イ) 二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）を次により算出する。…①

a 燃料

①に「考え方の手引き」別表1に掲げる燃料の排出係数の数値を乗じて得られる値に、12分の44を乗じる。

b 熱又は電気

①に「考え方の手引き」別表1に掲げる熱又は電気の排出係数の数値を乗じる。

(ウ) すべてのエネルギーの種類「二酸化炭素排出量①」の欄の値を合計する。…②

エ 「輸送用車両等の数量」の欄には、輸送用車両等に該当する鉄道車両、自動車、船舶又は航空機について、当該年度の3月31日における、鉄道車両にあっては所有車両数、自動車にあってはトラック、バス、タクシー及びその他自動車の別の所有台数、船舶にあっては総トン数の合計、航空機にあっては最大離陸重量の合計を各年度ごとに記入してください。

(※注9) 上記ウ(ア)及び(イ)の方法によらず実測等により二酸化炭素排出量を算定するか、上記ウ(ア)及び(イ)の方法によりつつ発熱量又は排出係数は実測等により求めた数値を用いることもできます。

#### **手順5** 様式第4を作成する。

**※該当する場合に限り作成・提出が必要です。**

ア グリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量

(ア) これまでに購入したグリーン電力のうち、直近過去4年間<sup>※注10</sup>に発電されたものを各年度ごとに記入してください。

なお、グリーン電力の購入実績がない場合は、記入の必要はありません。

(イ) グリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量は、「発電電力量④」の欄の値に「考え方の手引き」別表1に掲げる電気の排出係数の数値を乗じて算出してください。…③

イ 排出した二酸化炭素の回収・適正処理に伴う二酸化炭素排出量の削減量  
直近過去4年間<sup>※注10</sup>に、二酸化炭素を回収し適正な処理を行った場合は、当該処理量（…④）並びに回収及び適正処理の方法を年度ごとに、回収し適正に処理した事業ごとに記入してください。

ウ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

(※注10) 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であって、特例措置



として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にとっては、最長で直近過去6年間

## 手順6 様式第5を作成する。

- ア 様式第5は各年度ごとに作成してください。
- イ 事業者全体としてのエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量及び二酸化炭素排出量原単位は、次により算出してください（二酸化炭素排出量原単位の考え方については、「考え方の手引き」を参照してください。）。
- (ア) 「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」がそれぞれの事業で同じ単位、もしくは共通の「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」に換算可能であり、事業者全体として1つの「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を設定できる場合
- a 様式第2で算出した「事業所におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量㉔」(t-CO<sub>2</sub>)の合計…㉕
- b 様式第3で算出した「輸送に係るエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量㉖」(t-CO<sub>2</sub>)の合計…㉗
- c 様式第4で算出した「グリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量㉘」及び「排出した二酸化炭素の回収・適正処理に伴う二酸化炭素排出量の削減量㉙」を合算した値(t-CO<sub>2</sub>)の合計…㉚
- d 事業者全体の差引後二酸化炭素排出量…㉛ = ㉕ + ㉗ - ㉚
- e 事業者全体の「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」…㉜
- f 事業者全体の差引後二酸化炭素排出量原単位…㉝ = ㉛ / ㉜
- (イ) 「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」が事業ごとに異なり、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定する場合
- a 様式第2で算出した各事業の「事業所におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量㉔」(t-CO<sub>2</sub>)…㉞
- b 様式第3で算出した各事業の「輸送に係るエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量㉖」(t-CO<sub>2</sub>)…㉟
- c 様式第4で算出した「グリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量㉘」及び「排出した二酸化炭素の回収・適正処理に伴う二酸化炭素排出量の削減量㉙」を合算した値(t-CO<sub>2</sub>)…㉠<sup>※注11</sup>
- d 事業ごとの差引後二酸化炭素排出量…㉡ = ㉞ + ㉟ - ㉠
- e 事業者全体の差引後二酸化炭素排出量…㉢ = Σ (各事業ごとの㉡)
- f 事業ごとの差引後二酸化炭素排出量㉡の値の、事業者全体の差引後二酸化炭素排出量の合計㉢に対する構成割合…㉣ = ㉡ / ㉢
- g 事業ごとの「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」…㉤
- h 事業ごとの差引後二酸化炭素排出量原単位…㉥ = ㉡ / ㉤
- i 事業ごとの差引後二酸化炭素排出量原単位㉥の、事業者全体の差引後二酸化炭素排出量原単位に対する寄与分…㉦ = ㉥ × ㉣
- j 事業者全体の差引後二酸化炭素排出量原単位…㉧ = Σ (各事業ごとの㉦)
- ウ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

(※注 11) 「グリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量」は「事業所におけるエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量」から差し引くことと

し、「輸送に係るエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量」から差し引くことはできません。

### 手順7 様式第6を作成する。

- ア 様式第6(1)の欄には、様式第2又は第3において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数、並びに様式第4においてグリーン電力の購入に伴う二酸化炭素排出量の削減量の算定に用いた排出係数について、当該排出係数の数値、根拠及び適用範囲を記入してください。
- イ 都市ガスの使用があった場合には、様式第6(2)の欄に、様式第2又は第3において都市ガスの使用量の熱量換算に用いた発熱量について、当該発熱量の数値、根拠及び適用範囲（何を算定する際にどの値を使用したか）を記入してください。
- ウ その他の燃料（都市ガスを除く）の使用があった場合には、様式第6(3)の欄に、様式第2又は第3においてその他の燃料（都市ガスを除く）の使用量の熱量換算に用いた発熱量及び当該燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いた排出係数について、当該発熱量及び排出係数の数値、根拠及び適用範囲を記入してください。
- エ 実測による値等、「考え方の手引き」に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数等を用いた場合には、様式第6(4)の欄に、当該算定方法又は係数等の内容を記入してください。
- オ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

### 手順8 様式第1第2表の1（又は第2表の2）を作成する。

※ 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であって、特例措置として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にあつては、第2表の1に代えて、第2表の2を使用してください。

- ア 様式第5で算出した「事業者全体での差引後二酸化炭素排出量原単位①」の値を原単位(a)～(d)の欄に、「事業者全体の差引後二酸化炭素排出量⑤」の値を総量(a')～(d')の欄に、記入してください。

[第2表の2の場合]  
様式第5で算出した「事業者全体での差引後二酸化炭素排出量原単位①」の値を原単位(e)～(j)の欄に、「事業者全体の差引後二酸化炭素排出量⑤」の値を総量(e')～(j')の欄に記入してください。

- イ 第2表の1については、各年度における対前年度比(㉖㉗㉘)を次により算出してください。

$$\begin{aligned} & \text{対前年度比（％）} \\ & = \frac{\text{当該年度の差引後二酸化炭素排出量（原単位）の値}}{\text{前年度の差引後二酸化炭素排出量（原単位）の値}} \times 100 \end{aligned}$$

- ウ 差引後二酸化炭素排出量及び差引後二酸化炭素排出量原単位の「3年間での年平均削減率」及び「3年間での削減率」を次により算出してください。

#### 【3年間での年平均削減率】

$$\begin{aligned} \text{原単位：} & \quad \text{㉖} \quad (\%) = 100 - (\text{㉖} \times \text{㉗} \times \text{㉘})^{1/3} \\ \text{排出量：} & \quad \text{㉖}' \quad (\%) = 100 - (\text{㉖}' \times \text{㉗}' \times \text{㉘}')^{1/3} \end{aligned}$$

【3年間での削減率】

原単位： ② (%) =  $\{(a) - (d)\} \div (a) \times 100$

排出量： ②' (%) =  $\{(a') - (d')\} \div (a') \times 100$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{〔第2表の2の場合〕 4年間又は5年間での削減率を算出する。} \\ \text{4年間での原単位の削減率② (%) = } \{(f) - (j)\} \div (f) \times 100 \\ \text{4年間での排出量の削減率②' (%) = } \{(f') - (j')\} \div (f') \times 100 \\ \text{又は} \\ \text{5年間での原単位の削減率② (%) = } \{(e) - (j)\} \div (e) \times 100 \\ \text{5年間での排出量の削減率②' (%) = } \{(e') - (j')\} \div (e') \times 100 \end{array} \right]$$

エ 第2表の2を使用する事業者にとっては、直近過去4年間又は5年間の削減率で申請する理由（直近過去3年間以前に実施した対策の内容及び効果）を記入してください。

なお、当該理由が適当と認められない場合には、特例措置を適用できないため、直近過去3年間の削減率での申請となります。

**手順9** 様式第1第4表を作成する。

ア 直近過去3年間<sup>\*注12</sup>に道内に設置している事業所、社用車等及び輸送用車輛等において実施した二酸化炭素排出量削減対策について、具体的な内容、先進性（同業他社と比較した優位性など）や実施に当たって努力した点等を記入してください。

イ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

ウ 実施した対策内容に関する資料があれば、添付してください。

（※注12） 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であって、特例措置として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にとっては、最長で直近過去5年間

**手順10** 様式第1第5表を作成する。

ア 道内に設置している事業所、社用車等及び輸送用車輛等において今後実施する予定の二酸化炭素排出量削減対策の内容を記入してください。

イ 記入欄が足りないときは、新たに欄を設けて記入してください。

別表 日本標準産業分類（平成19年度改訂版）中分類

別表 日本標準産業分類（平成 19 年度改定版）中分類

大分類	番号	中分類
農業、林業	01	農業
	02	林業
漁業	03	漁業
	04	水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	06	総合工事業
	07	職別工事業
	08	設備工事業
製造業	09	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業

大分類	番号	中分類
卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
金融業、保険業	61	無店舗小売業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業
不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業
	73	広告業
	74	技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合
サービス業	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
	97	国家公務
公務	98	地方公務
	99	分類不能の産業